

# 奥久慈地域森林計画書

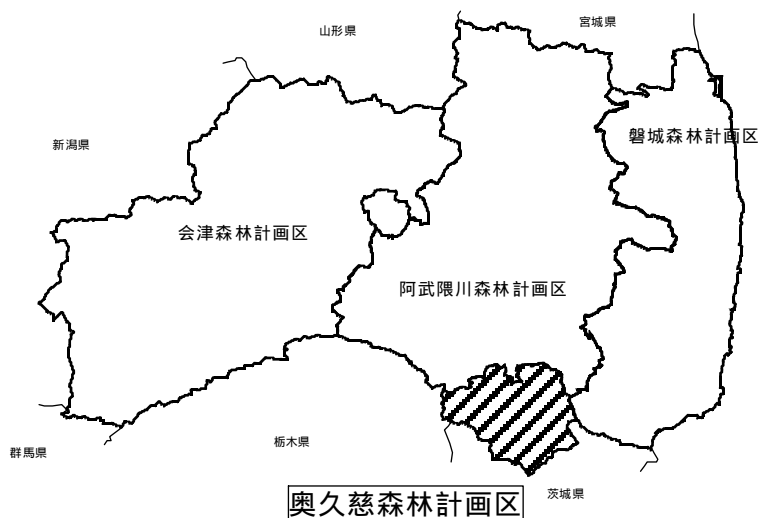
( 奥久慈森林計画区 )

計画期間 自 平成 1 8 年 4 月 1 日  
至 平成 2 8 年 3 月 3 1 日

福 島 県

# 奥久慈森林計画 計画区位置図

## 福島県の森林計画区



## 阿武隈川森林計画区

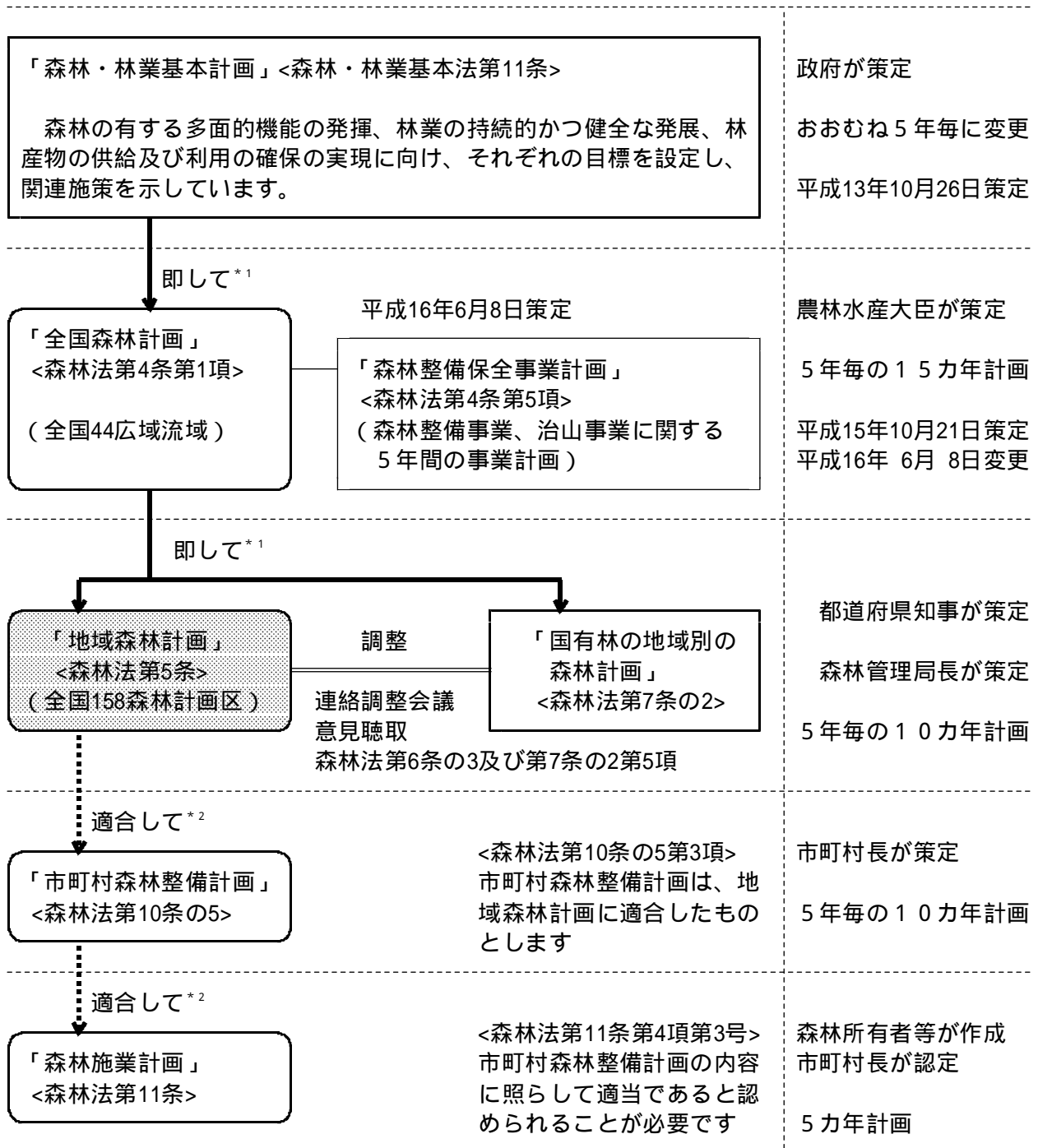


# 森林計画制度について

森林は、一度荒廃すれば長期にわたりその機能が損なわれることから、総合的・長期的な視点に立ち、適切に管理・育成する必要があります。そのため、森林法に基づく森林計画制度が設けられています。また、森林の恵みは広域に及ぶ一方で、管理・育成は個々の森林の現況に応じ実施する必要があります。そのため、森林計画制度は、国・県・市町村・森林所有者等相互に整合を図る体系となっています。

## 地域森林計画とは

森林法第5条に基づき、知事が全国森林計画に即して、各森林計画区の民有林について5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画において計画事項を定めるに当たっての指針となるものです。



\* 1 即して : 基本的に一致しなければならない。

\* 2 適合して : ある程度幅を持って判断する。

## 全国森林計画及び地域森林計画における計画期間の対応表

### 全国森林計画(計画期間15年)

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
平成15年度樹立 全国森林計画 (H16～30年度)																

### 地域森林計画(計画期間10年)

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
平成17年度樹立 奥久慈地域森林計画 (H18～27年度)																

# 目 次

計画樹立に当たっての基本的考え方 .....	1
地域の概要 - 自然的、社会経済的背景と森林計画区的位置付け -	
1 位置及び面積 .....	2
2 自然的背景 .....	2
3 社会経済的背景 .....	2
4 森林・林業の現況 .....	3
計画事項	
1 計画の対象とする森林の区域 .....	5
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
（1）森林の有する機能別の森林の所在及び面積 .....	6
（2）森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び 保全に関する基本的な事項 .....	6
（3）その他必要な事項 .....	6
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	
（1）森林の立木竹の伐採に関する基本的事項 .....	11
（2）伐採立木材積 .....	13
（3）その他森林の立木竹の伐採に必要な事項 .....	13
4 造林面積その他造林に関する事項	
（1）造林に関する基本的事項 .....	14
（2）人工造林、天然更新別の造林面積 .....	17
（3）その他造林に関する必要な事項 .....	17
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	
（1）間伐及び保育に関する基本的事項 .....	18
（2）間伐立木材積 .....	20
（3）その他間伐及び保育に関する必要な事項 .....	20

6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準	21
(2)	公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に関する指針	21
(3)	その他必要な事項	22
7	林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1)	林道の開設及び改良に関する基本的な考え方	31
(2)	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	32
(3)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	32
(4)	その他必要な事項	32
8	森林施業の合理化に関する事項	
(1)	森林施業の共同化の促進	33
(2)	林業に従事する者の養成及び確保	33
(3)	林業機械の導入の促進	34
(4)	作業路等の整備	36
(5)	林産物の利用促進のための施設の整備	36
(6)	その他必要な事項	36
9	森林の土地の保全に関する事項	
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	37
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	37
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	37
(4)	その他必要な事項	37
10	保安施設に関する事項	
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	38
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	39
(3)	実施すべき治山事業の数量	39
(4)	その他必要な事項	39
11	特定保安林の整備に関する事項	
(1)	要整備森林の所在及び面積	40
(2)	要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期	40
(3)	その他必要な事項	40

1 2	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
( 1 )	保健機能森林の区域の基準	41
( 2 )	その他保健機能森林の整備に関する事項	41
1 3	その他必要な事項	
( 1 )	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	42
( 2 )	森林の保護及び管理	42
( 3 )	その他必要な事項	42
別 表		
別表 1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	44
別表 2	伐採立木材積	47
別表 3	人工造林及び天然更新別の造林面積	47
別表 4	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	48
別表 5	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき 森林の地区	52
別表 6	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の 種類別の所在及び面積等	53
別表 7	計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	54
別表 8	治山事業の数量	55
別表 9	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	56
( 附 ) 参考資料		
1	森林計画区の概況	
( 1 )	市町村別土地面積及び森林面積	68
( 2 )	地 況	68
( 3 )	土地利用の現況	69
( 4 )	産業別生産額	69
( 5 )	産業別就業者数	69

2 森林の現況	
( 1 ) 齡級別森林資源表 .....	70
( 2 ) 制限林普通林別森林資源表 .....	74
( 3 ) 市町村別森林資源表 .....	76
( 4 ) 所有形態別森林資源表 .....	78
( 5 ) 制限林の種類別面積 .....	80
( 6 ) 樹種別材積表 .....	84
( 7 ) 特定保安林の指定状況 .....	85
( 8 ) 荒廢地等の面積 .....	85
( 9 ) 森林の被害 .....	86
( 10 ) 防火線等の整備状況 .....	87
3 林業の動向	
( 1 ) 保有山林規模別林家数 .....	88
( 2 ) 森林施業計画の認定状況 .....	88
( 3 ) 森林組合及び生産森林組合の現況 .....	89
( 4 ) 林業事業体等の現況 .....	90
( 5 ) 林業労働力の概況 .....	91
( 6 ) 林業機械化の概況 .....	92
( 7 ) 作業路網等の整備の概況 .....	92
4 前期計画の実行状況	
( 1 ) 伐採立木材積 .....	93
( 2 ) 人工造林・天然更新別面積 .....	93
( 3 ) 育成複層林施業導入面積 .....	93
( 4 ) 林道の開設又は拡張の数量 .....	93
( 5 ) 保安施設の数量 .....	94
( 6 ) 要整備森林の施業の区分別面積 .....	94
5 林地の異動状況 ( 森林計画の対象森林 )	
( 1 ) 森林より森林以外への異動 .....	95
( 2 ) 森林以外より森林への異動 .....	95
6 森林資源の推移	
( 1 ) 伐採立木材積等 .....	96
( 2 ) 齡級別資源表 .....	97
森林・林業関係用語集 .....	100

## 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、県民生活と深く結びついてきました。近年、これらに加え、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等、森林の持つ多面的機能への期待が高まってきており、県民の森林に対する要請は一層高度化、多様化しています。このような県民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保するためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっています。

こうした中、奥久慈地域森林計画の樹立に当たっては、全国森林計画に即しつつ、平成14年度に策定した「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21」の目標を踏まえながら、次の1から5の事項を基本的な考え方として策定しました。

なお、県では森林を荒廃から守り、健全な状態で将来の世代に引き継いでいけるよう、森林環境税を財源として、森林と人との関係を見直し県民一人一人が参画する新たな森林づくりに平成18年度から取り組むこととしております。

また、市町村森林整備計画の策定等に当たっては、この計画を指針として、森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、国有林とも緊密な連絡調整を図りつつ、適切な森林施業の実施が確保されるよう配慮するものとします。

### 1 森林資源の質的充実

木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、公益的機能の発揮や多様な木材需要に対応するための立地条件等に応じた育成複層林施業の計画的な実施、天然生林の適確な保全・管理など、資源の質的充実を目指した森林整備を推進するものとします。

### 2 森林の公益的機能の充実

森林の有する水源かん養・山地災害防止機能等公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業を推進し、各機能の充実を図るものとします。

### 3 森林の総合利用の推進

生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、健康的な活動の場、野外教育や環境教育の場、精神的な豊かさを養う場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場、都市・山村交流の場として、森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応した多様な森林資源の整備を推進するものとします。

### 4 県土の保全

調和のとれた、快適で安心して生活のできる地域環境整備のため、計画的な保安林の指定と保安施設事業を推進するものとします。

### 5 森林整備のための基盤整備と森林施業の合理化

森林施業の効率的な実施に必要な林道網は、県土の保全、自然環境の保全等の公益的機能の維持に十分配慮しながら整備するものとします。

また、国有林と連携を図りつつ、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成・確保、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の地域一体となった整備等により森林施業の合理化を図るものとします。

## 地域の概要 - 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け -

### 1 位置及び面積

本計画区は、福島県の最南端に位置し、南縁が茨城県と栃木県に接しています。東白川郡の3町1村からなっており、総土地面積は62千haで県土の4.5%を占めています。

なお、県の行政区域としては、県南地区（県南農林事務所）に含まれます。

### 2 自然的背景

#### (1) 地 勢

東部に阿武隈高地、西部に八溝山地の山々が連なり、ほぼ中央を流れる久慈川の流域に沿って平坦部が開けています。

主な河川は久慈川水系で、八溝山を源流とする久慈川が近津川、渡瀬川、川上川等の支流と合流し、さらに南流して茨城県より太平洋に注いでいます。また、分水嶺より東側では鮫川が東流し、いわき市を経て太平洋に注いでいます。

#### (2) 地質及び土壌

地質は、古生層変成岩、新期花崗岩、古期花崗内緑岩、新第三期層の礫岩、砂岩一部頁岩からなり、久慈川に沿って棚倉破砕帯が走っています。

土壌は褐色森林土がほとんどを占め、鮫川の一部に黒色森林土がみられます。

#### (3) 気 候

気候は、概ね太平洋型気候に属し、年平均気温は12 程度、年降水量は1,700mm程度で、冬期の最深積雪は10cm程度となっています。

### 3 社会経済的背景

#### (1) 土地利用の現況

本計画区の森林面積は49千haで、総土地面積62千haの78%を占めており、県平均の71%に比べ7%高い地域となっています。その内訳は、民有林が27千haで56%、国有林が21千haで44%となっています。

森林以外では、耕地が4千haで6%、宅地が1千haで2%となっています。

#### (2) 人口の推移

本計画区の人口は38千人（平成17年9月1日現在）で、県全体の2%を占めていますが、5年前と比べると減少傾向で推移しています。

### （3）交通網

J R 水郡線、国道118号が南北に走るとともに、国道289号及び349号が東西に延びており、これらを結ぶ県道、町村道が連携しながら整備されています。

また、これらの主要道は、東北新幹線新白河駅、東北縦貫自動車道白河インターチェンジ及び福島空港へのアクセス道路の役割も果たしており、本計画区の立地の向上に寄与しています。

### （4）地域産業の概要

農業は、稲作、畜産を中心に野菜をはじめとする園芸作物とこんにゃくいも、葉たばこ等の工芸農作物を組み合わせた複合農業が展開されてきましたが、近年では収益性の高い花卉等の導入も見られます。また、豊富な森林資源に支えられ、木材関連産業やしいたけ生産等が定着しています。

さらに、首都圏に近い立地条件や豊かな森林資源を生かし、各種スポーツ・レクリエーション施設、企業の保養・研修施設の整備が進められており、地域の活性化が図られています。

地域産業の平成14年度における総生産額は1,293億円で、県総額の2%を占めています。内訳を見ると、第一次産業が4%、第二次産業が48%、第三次産業が48%となっています。

## 4 森林・林業の現況

### （1）森林の概要

本計画区は、気象、土壌等自然条件に恵まれており、県内でも有数の林業地域となっています。民有林の人工林は156百haで、年齢別に見ると7年齢以下が24%、10年齢以上が42%となっています。人工林の蓄積は6,400千m<sup>3</sup>（平均410m<sup>3</sup>/ha）で、総蓄積の80%を占めています。人工林率は県平均の36%を上回る58%で、県内の他の計画区と較べてずばぬけて高くなっています。樹種別では、スギ85%、ヒノキ10%、アカマツ5%となっています。

また、民有林の天然林は113百ha、蓄積は1,563千m<sup>3</sup>（平均138m<sup>3</sup>/ha）となっています。

### （2）林業・木材産業の概要

#### ア 民有林の森林所有形態・林家数

民有林の所有形態をみると、私有林が97%、公有林が3%となっています。

林家数は、2000年センサス(\*)によると26百戸で、保有山林規模別にみると50ha以上の林家は1%にすぎず、5ha未満の零細な所有が66%を占めています。

#### イ 林業所得

平成14年度の林業所得は16億円で、総生産所得の1%を占めており、県平均の0.2%を上まわっています。

#### ウ 森林組合

森林組合は1組合あり、組合員所有の森林面積は24千haで、民有林面積の88%を占めており、地域林業に重要な役割を果たしています。

#### エ 林道

既設林道の延長は、平成15年度末で284km、林道密度は10.5m/haと県平均7.0m/haを大きく上回っています。

#### オ 林産・木材産業

平成14年の素材生産量は、104千m<sup>3</sup>で針葉樹が96%を占めています。県全体からみると16%を占めていますが、生産量は減少傾向にあります。内訳は国有林49%、民有林51%で県内の他の計画区に比べ、国有林の占める割合が高くなっています。

本計画区は、棚倉町、塙町を中心として古くから産地形成がなされ、産出される材木は県内外の市場で、東白材、奥久慈材として知られています。昭和59年に設立された「奥久慈木材流通センター」及び昭和61年に設立された「東白木材市場」を中心に、国産材生産供給基地としての体制を整えつつあります。

平成15年における製材工場数は24で、総出力数36百kw、年間素材入荷量141千m<sup>3</sup>となっており、1工場当たりの出力数は152kw、素材入荷量が5.9千m<sup>3</sup>となっています。国産材・外材別では、国産材が111千m<sup>3</sup>と79%を占めています。

#### カ 特用林産物

生しいたけの栽培が塙町を中心に盛んであり、平成15年度は計画区全体で190tを生産しています。また、鮫川村では木炭の生産が盛んで、平成15年度は229tと県全体の1/4を生産しています。

---

(\*)2000年センサスから林家の定義が、保有山林面積10a以上から1ha以上の世帯に変更となっています。

## 計画事項

### 1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。森林計画図の縦覧場所は、福島県農林水産部森林計画グループ（計画区全域）及び当該区域を管轄する県の農林事務所（管轄区域のみ）となっています。

なお、本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可（保安林及び保安施設地区内の森林並びに海岸法の海岸保全区域内の森林を除く）及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区内の森林を除く）の対象となります。

町村別面積

単位 面積：h a

区 分		面 積	備 考
県 南 農 林 事 務 所	棚 倉 町	6,370	
	矢 祭 町	6,472	
	塙 町	8,149	
	鮫 川 村	6,109	
奥久慈森林計画区計		27,100	

(注)四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

## 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### (1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

地域森林計画では、森林の有する機能を水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化、木材等生産の5つに区分し、当該森林の有する機能のうち特に高度に発揮させる必要のある機能を当該森林の機能として定めています。森林の有する各機能の内容については、表1のとおりです。本計画区の機能別の森林の所在及び面積については、別表1のとおり定めます。

### (2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### ア 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の目標となる、森林の有する機能毎の望ましい森林資源の姿は、表1のとおりです。なお、本計画区は流域の上流部に位置することから、特に、水源かん養機能及び山地災害防止機能の維持増進に留意するものとします。

#### イ 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進するものとします。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、地域の特性、森林資源の状況、自然的条件、社会的要請等を総合的に勘案し、森林をそれぞれの森林が特に発揮することが期待される機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」、木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分するとし、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害等被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るものとします。また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進するものとします。

なお、これら区分毎に望ましい森林資源の姿に誘導していくための、森林整備及び保全の基本的な考え方は、表2のとおりです。

#### ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態及び林道整備率

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、表3のとおり定めます。

### (3) その他必要な事項

特になし

表1 森林の有する機能と望ましい森林資源の姿

森林の機能	機能の内容	望ましい森林資源の姿	重視すべき機能に応じた区分
水源かん養機能	水資源を保持し、湧水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	水土保持林
山地災害防止機能	自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生その他表面浸食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林	
生活環境保全機能	生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する等の機能	大気浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林	森林と人との共生林
保健文化機能	文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能	原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息・生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	
木材等生産機能	木材等森林で生産される資源を培養する機能	木材の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	資源の循環利用林

表2 森林整備及び保全の基本的な考え方及びその対象とする面積

区分	重視すべき機能毎の森林整備及び保全の基本的な考え方	対象とする面積
水土保全林	<p>災害に強い県土の形成、良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進するものとします。</p> <p>具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることを基本とします</p> <p>また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。</p>	100百ha (36.9%)
森林と人間の共生林	<p>生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業等を推進するとともに、生活環境の保全、保健・風致の保存等のため保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全等を推進することとします。</p>	1百ha (0.4%)
資源の循環利用林	<p>国民生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材等生産機能の発揮を重視する森林として、上記2つの区分以外の森林を「資源の循環利用林」に区分します。</p> <p>本区分の森林については、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進するものとします。</p> <p>なお、この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</p>	170百ha (62.7%)

(注) 「対象とする面積」は、市町村森林整備計画書において区分された面積を記載しました(平成17年4月1日現在)。

表3 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区分	現況	計画期末	参考(H14.4.1現在)			
			水土保持林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	
面積	育成単層林	15,588	15,140	6,089	22	9,518
	育成複層林	496	1,293	125	21	358
	天然生林	10,814	10,465	3,670	93	7,011
森林蓄積(m3/ha)		296	351			
林道整備率(%)		61.6	74.1			

注)1 表中には、未立木地・竹林・更新困難地等は計上していません。

注)2 「林道整備率」は、「林道網整備計画」(平成10年策定)に対する進捗率です。

注)3 育成単層林、育成複層林及び天然生林においては、以下の施業が実施されます。

育成単層林	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為 <sup>1</sup> により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)
育成複層林	森林を構成する林木を択伐 <sup>2</sup> 等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層 <sup>3</sup> を構成する森林(施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)
天然生林	主として天然力を活用 <sup>4</sup> することにより成立させ維持する施業(天然生林施業)。この施業には、県土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。なお、天然生林は、未立木地、竹林等を含んでいる。

1 「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものです。

2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き切り)することです。

3 「複数の樹冠層」は、林齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるものです。

4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするものです。

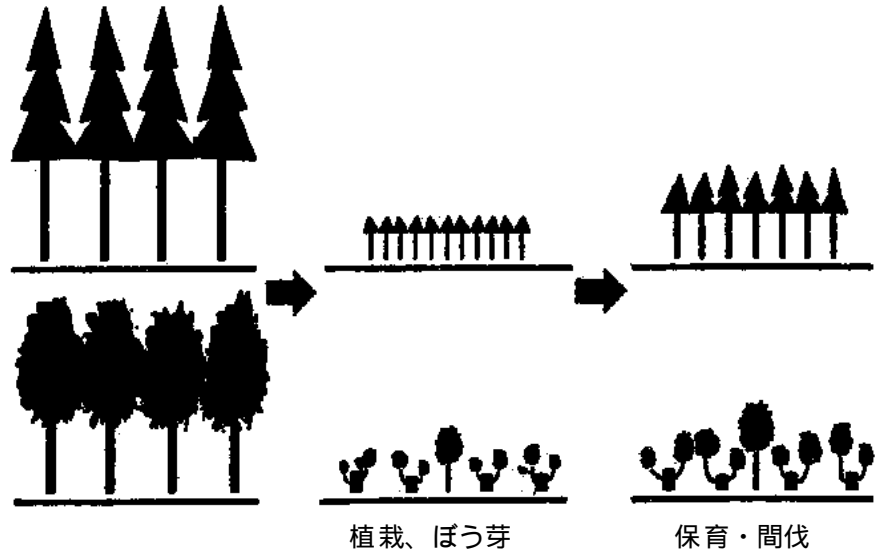
注)4 「参考」は、市町村森林整備計画において区分された森林の区域を森林簿に反映し、算出したものです。

(参考)

育成林...植栽の有無に係わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林

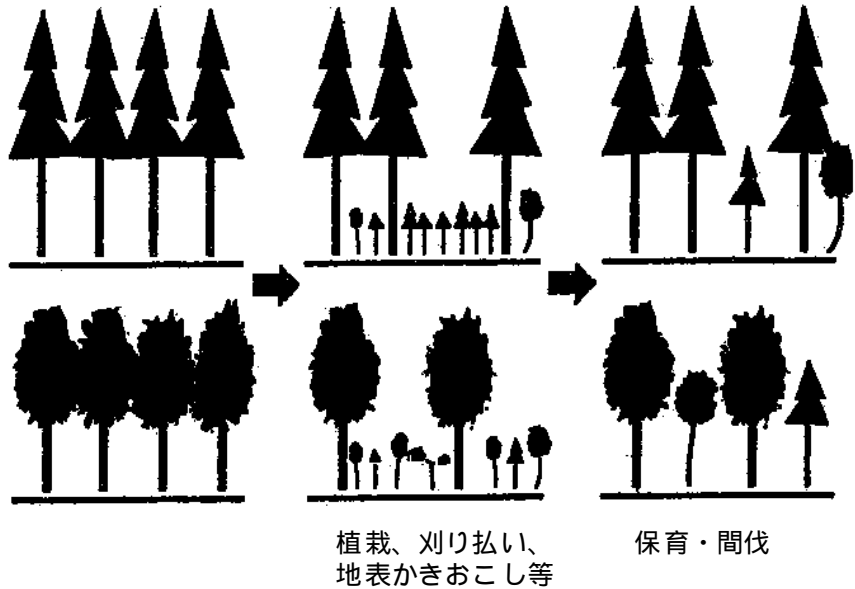
育成単層林

林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、再植林する森林

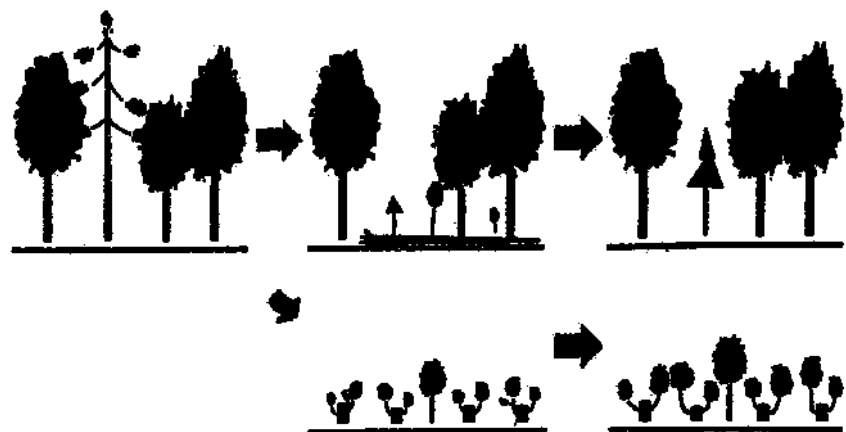


育成複層林

択伐等により部分的に伐採し、人為により更新する森林



天然生林...主として天然力の活用により、保全管理する森林



### 3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

#### (1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

森林の立木竹の伐採(主伐)の標準的な方法及び標準伐期齢については、2(2)の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項」及び(2)の「伐採立木材積」を踏まえ、次の事項に留意して市町村森林整備計画において各事項を定めるものとします。

#### ア 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して定めるものとします。

1 箇所当たりの伐採面積は、保安林等制限林についてはその制限の範囲内とし、制限林以外の公益的機能別施業森林として区分された森林(水土保持林、森林と人との共生林)については、林地の保全及び公益的機能を考慮して、1 箇所あたりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模におさえるとともに伐採箇所についても分散を図るものとします。また、造林地を寒風害等の諸被害から保護するため、保護樹帯を積極的に設置するものとします。森林の施業方法毎の指針は次のとおりです。

なお、立木の伐採(主伐)の標準的な方法は、立木の伐採(主伐)を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものです。

#### (ア) 育成単層林施業

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施するものとします。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとします。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとします。
- b 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとします。
- c 伐採後天然更新を行う場合、1 箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は上記に準ずるが、更新を確保するため伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため11月から3月の間に伐採するものとします。

#### (イ) 育成複層林施業

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施するものとします。

a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとします。

(a)択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造等に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとします。

(b)漸伐、または、皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとします。

(c)天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮するものとします。

#### (ウ) 天然生林施業

気候、地形、土壌の自然的条件、林業技術体系等から見て、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図れる森林について、以下の事項に留意の上実施するものとします。

a 主伐については、育成複層林施業の留意事項によるものとします。

b 県土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとします。

#### (I) 保安林等法令により施業の制限を受けている森林

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によるものとします。

### イ 立木の標準伐期齢に関する指針

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとします。この場合、施業体系等により平均伐期齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めるものとします。

具体的には、市町村の区域に生育する主要樹種毎に、下表に示す林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、原則として5の倍数の林齢で定めるものとします。なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として市町村森林整備計画において定められるものですが、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すためのものではありません。

樹種別の立木の標準伐期齢

単位 林齢：年

スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
45	50	40	40	55	15	65	20

(注)広葉樹(その他)は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの

(2) 伐採立木材積

全国森林計画の計画量を基本として、森林資源の構成状況、伐採傾向並びに造林計画量を因子として生産量を予測し、木材生産実績を勘案して次のとおり計画しました。

なお、市町村毎の伐採立木材積については、別表2のとおりです。

区分	総数	主伐	間伐
針葉樹	752	434	318
広葉樹	68	68	—
計	820	502	318

単位 材積：千m<sup>3</sup>

(3) その他森林の立木竹の伐採に必要な事項

特になし

## 4 造林面積その他造林に関する事項

### (1) 造林に関する基本的事項

造林樹種、造林の標準的な方法及び植栽によらなければ確実な更新が困難な森林については、2(2)の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び(2)の「造林面積」を踏まえ、次の事項に留意して市町村森林整備計画において各事項を定めるものとします。

#### ア 造林樹種に関する指針

適地適木を心がけ、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して定めるものとし、必要に応じて品種に関する指針を定めるものとします。

この場合、人工造林すべき樹種を定めるに当たっては、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の性質、既往の施業体系、施業技術の動向、種苗の需給動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとし、地域における過去の施業の状況から見て、一定の活着率の確保や活着後の生育が困難と予想される樹種や、木材としての利用が見込み難い樹種などの選択につながることはないよう留意しながら、多様な森林の整備を図る観点から、幅広い樹種が選定されるよう留意するものとします。

なお、造林樹種(人工造林すべき樹種及び天然更新補助作業の対象樹種)は造林を行う際の樹種選択の規範として、市町村森林整備計画において定めますが、風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するよう、市町村森林整備計画に記載されるよう留意するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとします。

#### 人工造林及び天然更新補助作業の対象樹種

区 分	樹 種 名		備 考
人工造林の対象樹種	針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ等	
	広葉樹	クヌギ、コナラ、クリ等	
天然更新補助作業の対象樹種	針葉樹	アカマツ、モミ等	
	広葉樹	クヌギ、コナラ等	

## イ 造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るため、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めるものとし、そのような範囲内において、多様な森林の整備を図る観点から、多様な施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数の定めが行われるよう留意するものとします。

また、複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽すべき旨を、市町村森林整備計画に記載するものとします。

なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めませんが、森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持などのため、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断する旨、市町村森林整備計画に記載されるよう留意するとともに、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとします。

### (ア) 人工林の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を基礎として既往の植栽本数を勘案し、仕立ての方法別に定めるものとします。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000	本表は、中仕立ての標準的な植栽本数であるので、樹種・植栽本数は、市町村内の自然的条件、木材需給の動向等を勘案して定めるものとします。
ヒノキ	中仕立て	3,000	
アカマツ	中仕立て	5,000	
カラマツ	中仕立て	2,500	
広葉樹	中仕立て	6,000	

### (イ) 人工造林の標準的な方法の指針

#### a 地拵えの方法

植付け予定地の雑草、ササ類など、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒、刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈り払ったものは、末木枝条とともに山腹の適切な所に集積し棚積み等を実施するものとします。

また、植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈り払った雑草や末木枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮するものとします。

傾斜角30°以上の傾斜地または積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにしその棚を支えるための切頭残存広葉樹等を2mおき位に立てることとします。

b 植付けの方法

植付け地点を中心に、周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他の地被物を取り除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行うものとします。凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入するものとします。

c 植栽時期

春植えを行う場合は無風、雲天、降雨直前等の適期に行うものとします。秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行うものとします。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法の指針

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図るものとします。

b 刈出し

ササ等の下層植生により、天然稚樹等の生育が阻害されている箇所について稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図るものとします。

c 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行うものとします。

d 芽かき

芽かきは、ぼう芽更新を行った林分において、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを一株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとします。芽かきを1回行う場合は伐採3年目ごろ、2回行う場合は伐採後1～2年目ごろと5～6年目ごろに行うものとします。

ウ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木が存在しない森林や種子を供給する母樹が存在しない森林等であって、気候、地形、土地条件、周囲の森林の状況等により天然更新が期待できないものについては、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として市町村森林整備計画において定めるものとします。

(2) 人工造林、天然更新別の造林面積

全国森林計画の計画量を基本として、森林資源の構成状況及び造林実績を勘案して次のとおり計画しました。

なお、市町村毎の造林面積については、別表3のとおりです。

総 数	人工造林	天然更新
1,091	576	515

単位 面積 : ha

(3) その他造林に関する必要な事項

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにおいては、伐採後原則として2年以内に更新するものとします。また、天然更新によるものは早期に更新を図るものとし、更新補助作業が必要なものについては、補植等を行って更新の確保を図るものとします。

なお、天然更新による場合、林地全域もしくは一部（おおむね3割以上）に将来成木に成り得る更新木が草本類の背丈を超えて発生している状態、または、林地の全域に近い将来（5年程度）草本類の背丈を超えるであろう更新木が発生している状態をもって、更新完了を判断するものとします。

## 5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

### (1) 間伐及び保育に関する基本的事項

間伐及び保育の標準的な方法については、2(2)の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び(2)の「間伐立木材積」を踏まえ、次の事項に留意して市町村森林整備計画において各事項を定めるものとします。

なお、町村内の間伐または保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるものについては、施業方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図ることとします。

#### ア 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育促進及び林分の健全化並びに利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を参考として地域における既往の間伐の方法を勘案し、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、回数、作業方法、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、間伐を行う際の規範として、市町村森林整備計画において定められるものです。

間伐の標準的な方法

樹種	施業体系 (植栽本数)	間伐時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	3,000本/ha	14	19	25	32	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選木は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木に偏ることなく行うこととします。</li> <li>・間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定することとします。</li> <li>・間伐の時期は、左記の林齢を標準とし地況、林況等を考慮し決定することとします。</li> <li>・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において、実施することとします。</li> </ul>
ヒノキ	3,000本/ha	19	24	30	40		
アカマツ	5,000本/ha	17	21	26	32	39	
カラマツ	2,500本/ha	16	21	26	31	40	

#### イ 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を参考とし、地域における既往の方法を勘案し、時期、回数、作業方法、その他必要な事項を定めることとします。

なお、保育の標準的な方法は、保育を行う際の規範として、市町村森林整備計画において定められるものです。

保育の標準的な方法（その1）

保育の種類	樹種	実施年・回数												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
下刈り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ													
つる切り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ													
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ													
枝打ち	スギ ヒノキ													

保育の標準的な方法（その2）

保育の種類	樹種	実施年・回数								備考
		14	15	16	17	18	19	20		
下刈り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ									印は必要に応じ年2回 実施する。 印は必要に応じ実施する。
つる切り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ									
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ									
枝打ち	スギ ヒノキ									

(注)本表は、地位（中）における20年生までの一般的な保育基準表であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施年齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することが必要になります。

- ・「下刈り」は、雑草木が造林木の生長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとします。また、下刈りの時期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。
- ・「つる切り」は、下刈り終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行うものとします。
- ・「除伐」は、下刈り終了後間伐を行うまでの間に行い、目的外の樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成するものとします。
- ・「枝打ち」は、経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行うものとします。

## ウ 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に関する指針

計画的な間伐の実施を推進するため、既往の施業体系を勘案し、定めるものとします。

なお、5年以内に間伐を実施すべき森林の立木の収量比数(\*)は、樹種別(必要に応じて仕立ての方法別)に市町村森林整備計画において定められるものです。

(\*)収量比数 = 森林の立木の単位面積当たりの材積と当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達しうる最大の材積の比で、森林の混み具合を表す指標。0から1の範囲の数値で表され、1に近いほど混み合っていることを示す。

### (2) 間伐立木材積

全国森林計画の計画量を基本として、森林資源の構成状況、伐採傾向並びに造林計画量を因子として生産量を予測し、3の(2)の伐採立木材積に記載のとおり計画量を決定しました。

なお、市町村毎の間伐立木材積については、別表2のとおりです。

### (3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

特になし

## 6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の整備については、2(2)の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項」を踏まえ、次の事項に留意して市町村森林整備計画において各事項を定めるものとします。

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準

#### ア 公益的機能別施業森林

森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下「公益的機能別施業森林」という。)の区域は、水源のかん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」と、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」に区分されます。

これら公益的機能の維持増進を図るため、森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林については、森林の有する機能別の森林の所在、森林の立地条件、林道の整備状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等を勘案し、別記1に定める区域の基準に基づき区分するものとします。

なお、公益的機能別施業森林以外の森林は「資源の循環利用林」に区分されます。

また、森林の区分に際し、森林の有する各機能(水源かん養機能又は山地災害防止機能、生活環境保全機能又は保健文化機能、木材等生産機能)がそれぞれ高位にある場合には、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の順に優先的に決定して区分することを基本とします。

#### イ アに掲げる森林のうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林

公益的機能別施業森林(保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2各号に掲げる森林及び自然環境保全法第14条第1項により指定された原生自然環境保全地域の森林、別記1の(1)、(2)、(2)及び(2)に規定する森林を除く)のうち、特に伐採の方法や造林の方法を定める必要がある森林がある場合には、別記2に定める区域の基準に基づき林分を特定して定めるものとします。

### (2) 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に関する指針

#### ア 公益的機能別施業森林

公益的機能別施業森林の施業方法に関する指針は、別記1のとおりとします。

#### イ アに掲げる森林のうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林

公益的機能別施業森林のうち、伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の施業方法に関する指針は、別記2のとおりとします。

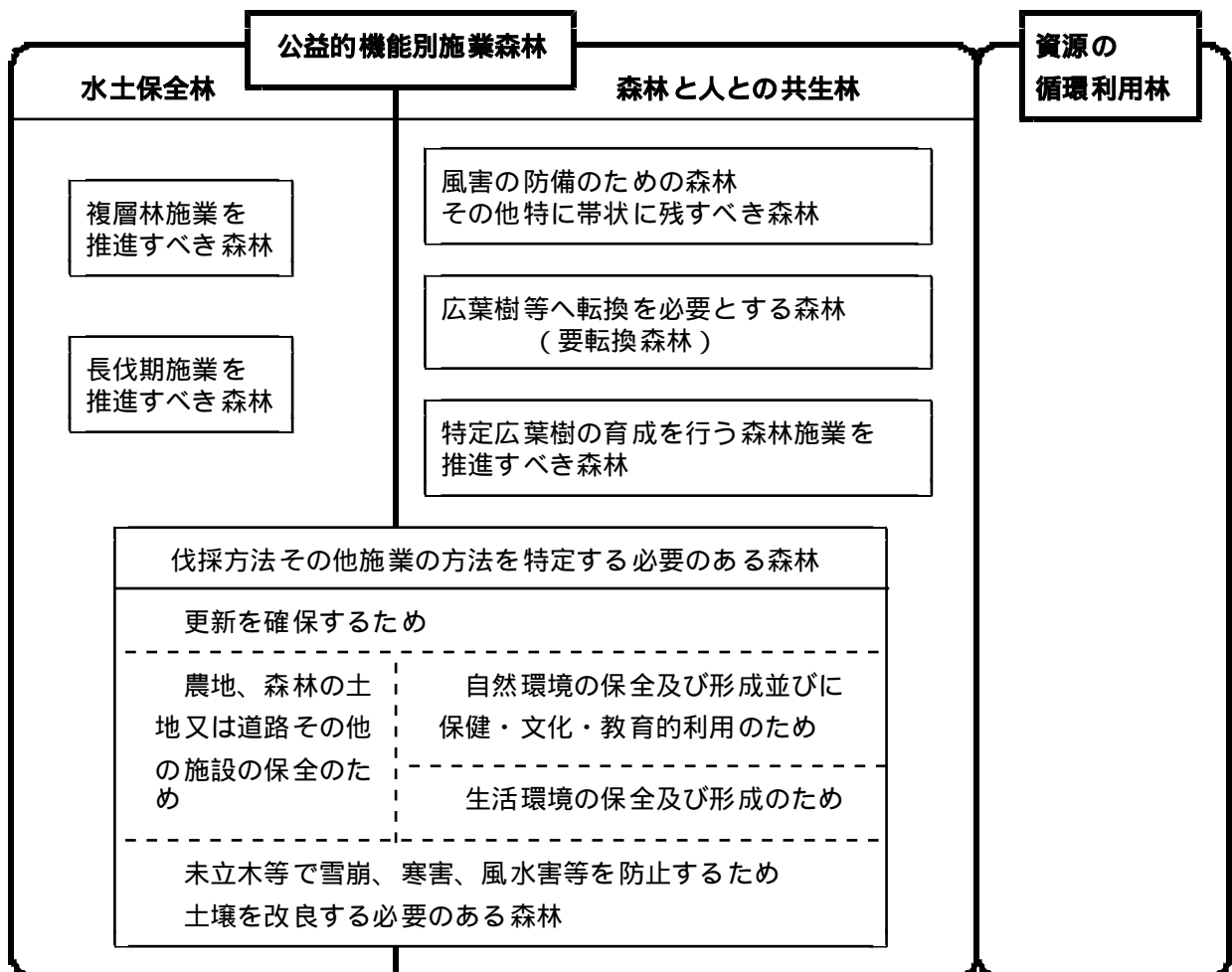
なお、特定する伐採の方法又は造林の方法は、当該森林に関わる自然的・社会的・経済的

諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるものとします。

(3) その他必要な事項

特になし

図1 必要とする施業の方法に応じた区分



(注) 伐採方法その他施業の方法を特定する必要がある森林の分類は、その指定目的によるものとします。

別記1 公益的機能別施業森林における区域の基準と施業の方法に関する指針

(1) 水土保持林

区域の基準	施業の方法に関する指針
<p>ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存在する森林であり、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林、又は、山地災害危険地区周辺の森林その他災害の防止に資する森林等で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を「水土保持林」に区分します。</p> <p>当計画区では、東部に位置する阿武隈高地の概ね標高600～800mの森林、西部に位置する八溝山東部の概ね200～1,000mの森林、久慈川・鮫川上流域に広がる森林等が該当します。</p>	<p>水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るため、高齢級森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進するものとします。</p> <p>具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小及び分散並びに伐採林齢の長期化を図ることとします。</p> <p>特に、森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、伐採林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する複層林施業の推進を図ることとします。</p> <p>また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層状態の森林へ誘導する際の広葉樹の導入による針広混交林化を推進します。</p>
<p>複層林施業を推進すべき森林</p>	
<p>急傾斜地等に位置し、山地災害防止機能を高度に発揮させるため皆伐の回避が望ましい森林であって、森林の齢級構成、林道等の整備状況等からみて複層林施業の実施が必要かつ適切であると見込まれるものについて、天然地形界等を区画して定めるものとします。</p>	<p>当該森林の林齢が標準伐期齢に達した森林について、抜き伐りを実施して下層木を植栽するものとします。</p> <p>抜き伐り後の伐採地については、早期更新を確保するため、抜き伐りの翌年度から2年以内に、市町村森林整備計画において定める標準的な本数を基準とし、抜き伐りに係る伐採材積の比率に応じて植栽するものとします。また、造林樹種については人工造林すべき樹種を主体として定めるものとします。</p> <p>複層林の造成後は、上層木の生長に伴って、林内の相対照度が低下し下層木の生長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため適時に抜き伐りを実施することが必要ですが、この場合上層木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるように配慮します。</p>

( 水土保全林 続き )

区域の基準	施業の方法に関する指針
長伐期施業を推進すべき森林	
<p>溪流や河川沿い等に位置し、水源かん養機能を高度に発揮させるため伐期の間隔の拡大を特に図ることが適切な森林であって、森林の齢級構成、林道等の整備状況等からみて長伐期施業の実施が必要かつ適切であると見込まれるものについて、天然地形界等を区画して定めるものとします。</p>	<p>公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標とするため、主伐は原則として標準伐期齢のおおむね2倍を越える林齢において行うものとします。</p> <p>林木の生長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施することとしますが、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう生長量相当分を間伐するものとします。</p>

( 2 ) 森林と人との共生林

区域の基準	施業の方法に関する指針
<p>日常生活等に密接な関わりを持つ集落近郊の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林、又は、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、国民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林を「森林と人との共生林」に区分します。</p> <p>生活環境保全林整備事業の実施区域や、林業構造改善事業等で森林公園を整備した区域等が該当します。</p>	<p>生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進するものとします。</p> <p>具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息・生育環境に配慮した森林の適切な保全を自然的・社会的条件等に応じて推進するものとします。</p> <p>森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場として利用される森林については、快適な森林環境や優れた森林景観を保全・創出するため、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する美的景観を確保する必要がある森林における景観維持のための育成単層林施業の推進に努めることとします。</p> <p>また、保健機能森林の設定による森林保健施設の適切な整備と一体となった美しく快適な森林空間の創出や地域住民や都市部住民の参画を得るなど開かれた里山林等の整備を推進するものとします。</p> <p>都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持ち、よ</p>

( 森林と人との共生林 続き )

区域の基準	施業の方法に関する指針
	<p>りよい生活環境の維持・創出に不可欠な森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うものとします。</p>
<p>特に帯状に残存すべき森林</p>	
<p>風害又は霧害を防備する機能の発揮を重視する森林について定めるものとします。</p>	<p>更新に当たっては、特に遮へい性を維持する必要があるため、択伐よりも森林を帯状に保存しつつ行う主伐とするものとします。</p>
<p>広葉樹等へ転換を必要とする森林</p>	
<p>森林の樹種多様性増大の観点から、針葉樹人工林において定めるものとします。</p>	<p>広葉樹の植栽或いは天然更新により樹種の転換を図るものとします。 市町村森林整備計画においては、樹種の転換を完了すべき目標年度を併せて定めるものとします。</p>
<p>特定広葉樹育成施業を推進すべき森林</p>	
<p>森林の位置及び構成、地域住民の意向等からみて、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成することが適切な森林において定めるものとします。</p>	<p>特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとします。 伐採は、常に特定広葉樹の立木の材積が維持される範囲において行うとともに、特定広葉樹が優勢となる森林を造成・維持するため、特定広葉樹以外の立木の伐採を促進するものとします。 天然更新に必要な母樹のない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の適確な更新を図るため、必要に応じ刈り出し、植込み等の更新補助作業を行うとともに、特定広葉樹の適確な生育に必要な保育（芽かき、下刈り、除伐等）を実施するものとします。 また、竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行うものとします。</p>

別記2 施業を特定する必要がある森林の区域の基準及び施業の方法に関する指針

(1) 伐採の方法を特定する必要がある森林

理由	区域の基準	施業の方法に関する指針
更新を確保するため	「水土保持林」、「森林と人との共生林」のうち、雪崩の発生する恐れの高い箇所、風衝地等であって、自然条件が著しく劣悪なため、伐採の方法を特に定めなければ、伐採跡地の更新の確保が困難になるおそれのある森林について定めるものとします。	伐採方法は択伐を原則とし、択伐の程度については、局所の土壌、気象等の条件が著しく悪化しない範囲とします。なお、主伐として伐採することができる立木は、標準伐期齢以上とし、伐採率は伐採しようとするときの当該蓄積の30%以内で行うものとします。
自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため	「森林と人との共生林」のうち、湖沼等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、森林美を有する森林で主要な眺望点から望見されるもの、保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林及び貴重な動植物の保護のため必要な森林について定めるものとします。	伐採方法は択伐を原則とし、択伐の程度については当該機能の特質を阻害しない範囲とします。ただし、適切な伐区の形状・配置、保護樹帯の設置等により当該機能の確保ができる場合には、帯状伐採等の小面積の皆伐によることができるものとします。なお、主伐として伐採することができる立木は、標準伐期齢以上とします。
生活環境の保全及び形成のため	「森林と人との共生林」のうち、都市近郊等に所在し、郷土樹種を中心とした安定した林相を為している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林及び気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林について定めるものとします。	伐採方法は択伐を原則とし、択伐の程度については当該機能の特質を阻害しない範囲とします。ただし、適切な伐区の形状・配置、保護樹帯の設置等により当該機能の確保ができる場合には、帯状伐採等の小面積の皆伐によることができるものとします。なお、主伐として伐採することができる立木は、標準伐期齢以上とします。
農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため	「水土保持林」のうち、傾斜が急な箇所、基岩の風化が異常に進んだ箇所等であって伐採方法を特定しなければ土砂の崩壊若しくは流出、雪崩又は落石を引き起こし、農地、森林の土地又は道路その他の施設を損傷するおそれのある森林について定めるものとします。	伐採の方法は択伐を原則とし、択伐の程度については当該機能の特質を阻害しない範囲とします。ただし、適切な伐区の形状・配置、保護樹帯の設置等により当該機能の確保ができる場合には、帯状伐採等の小面積の皆伐によることができるものとします。なお、主伐として伐採することができる立木は、標準伐期齢以上とし、伐採率は伐採しようとするときの当該蓄積の30%以内で行うものとします。

( 2 ) 造林の方法を特定する必要のある森林

理 由	区域の基準	施業の方法に関する指針
未立木地等で風水害等を防止するため	「水土保持林」、「森林と人との共生林」のうち、人工造林又は天然更新補助作業によって確実な成林が見込まれる箇所であって、速やかに更新しなければ当該箇所及びその周辺に寒害、風水害等の被害を及ぼすおそれのある森林について定めるものとします。	造林の方法は、人工造林又は刈り出し、植込み等の更新補助作業によるものとします。

( 3 ) 土壌を改良する必要のある森林

理 由	区域の基準	施業の方法に関する指針
地力を早期に回復し立木の成長促進を図るため	「水土保持林」、「森林と人との共生林」のうち、黒色土壌で表層からカベ状構造を持っている箇所、花崗岩等の深層風化地帯又は新第三紀層若しくは洪積層のうち浸食を受けている土壌から成る箇所、せき悪化している土壌の箇所の森林等であって、林地を改良することによって地力を回復し、林木の成長促進が期待される森林について定めるものとします。	土壌の現状に応じて、土壌の理化学性を改良することを主眼とし、地表の保護に配慮しつつ、耕耘、有機物及び欠乏養分の補給等を行うものとします。

## (参考) 森林区分のイメージ

### 「水土保持林」

#### 森林整備の基本方針

災害に強い県土の形成、良質な水の安定供給を確保するための森林整備を推進する。

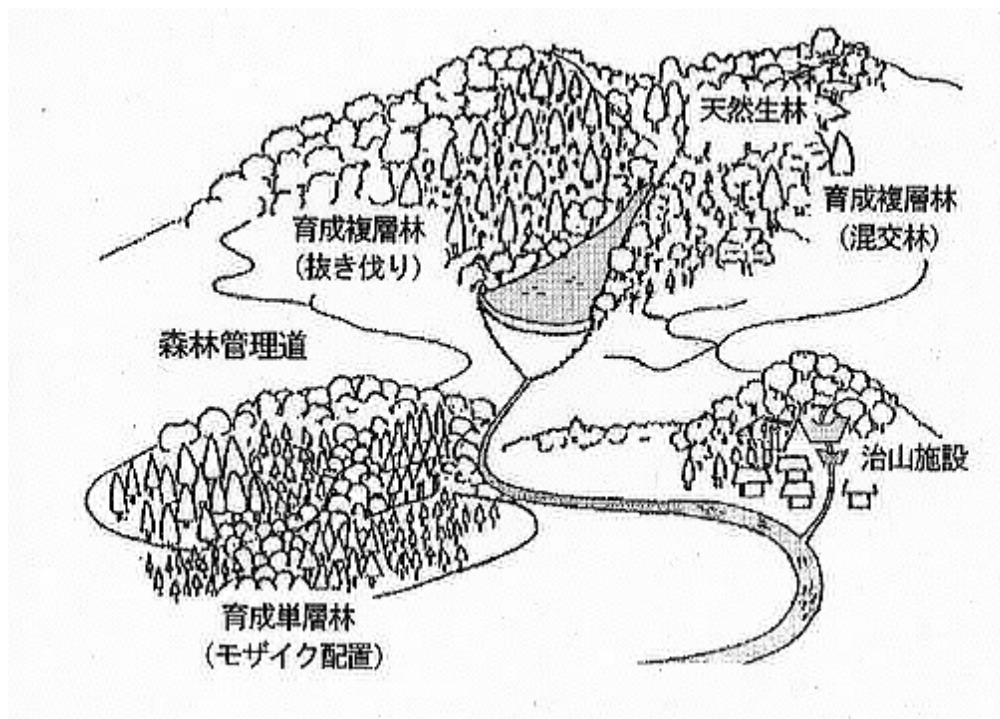
- ・ 高齢級森林への誘導
- ・ 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散、伐採林齢の長期化
- ・ 複層林施業・長伐期施業の推進
- ・ 針広混交林化の推進

#### 主な施業

針葉樹一斉林は、面的な広がりやモザイク的な配置に留意し、適切な保育・間伐と伐期の長期化を図る（育成単層林施業）。

針葉樹一斉林は、抜き伐りを繰り返しつつ広葉樹との混交林化を図る。下層植生が乏しい天然生林は、植栽や更新補助等を行う（育成複層林施業）。

主として天然力を活用し、状況に応じて更新補助や植栽を行う（天然生林施業）。



## 「森林と人との共生林」

### 森林整備の基本方針

生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図るための森林整備を推進する。

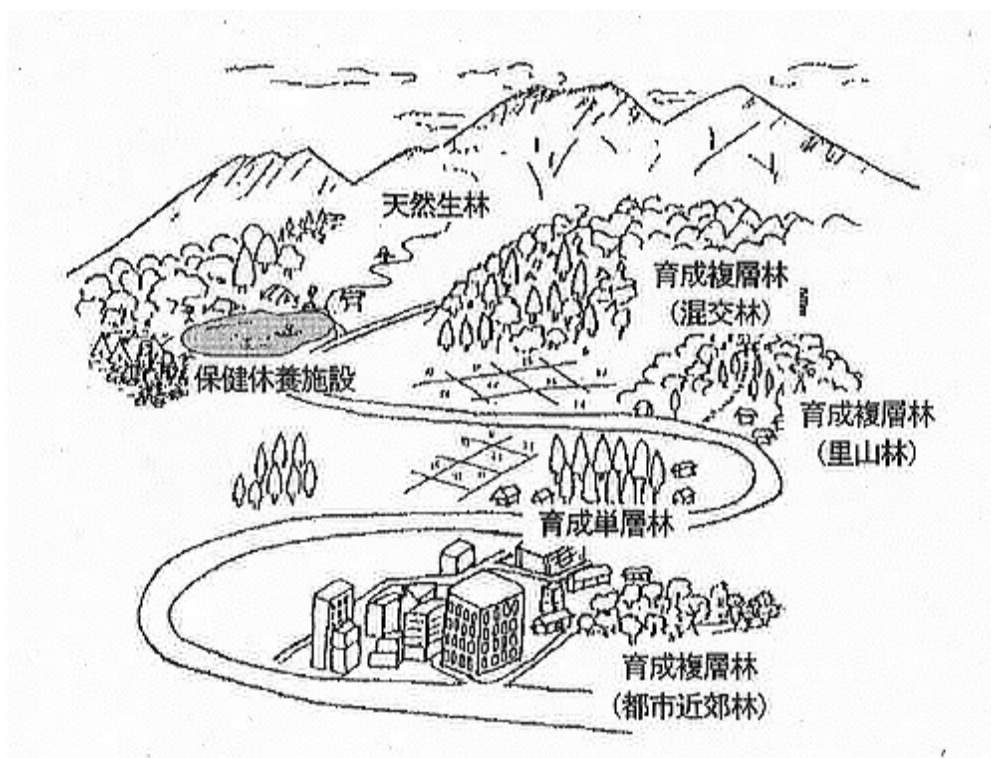
- ・天然力の活用、適切な保全
- ・森林構成の多様化、景観の向上
- ・美しく快適な森林空間の創出
- ・生活環境の維持・創出

### 主な施業

樹種・密度等に配慮した更新や適切な保育・間伐を行う。択伐等を継続的に実施して森林構成の維持を図る（育成単層林施業）。

針葉樹一斉林は、抜き伐りを繰り返しつつ、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交林化を図る（育成複層林施業）。

主として天然力の活用し、必要に応じ植生の復元等を図る（天然生林施業）。



## 「資源の循環利用林」

### 森林整備の基本方針

木材等の林産物の持続的、安定的、効率的な供給を図るための森林整備を行う。

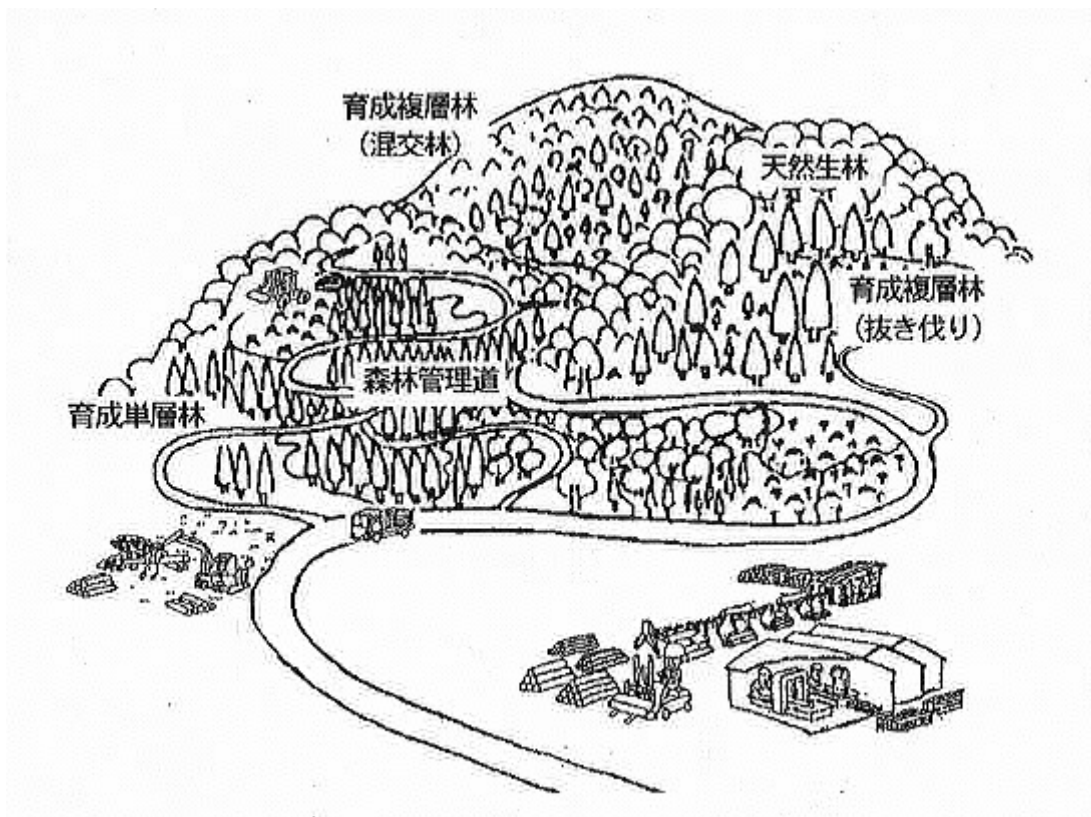
- ・ 森林の健全性の確保
- ・ 需要に応じた資源の造成
- ・ 効率的な森林の整備

### 主な施業

針葉樹一斉林は、需要に応じた径級等に配慮し、適切な保育・間伐を行う（育成単層林施業）。

針葉樹一斉林は、群状・帯状の抜き伐りにより多様な林齢・径級を有する森林に誘導する（育成複層林施業）。

主として天然力を活用し、状況に応じて本数調整や更新補助を行う（天然生林施業）。



## 7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道は、林業経営、森林管理にとって基幹となる施設であり、2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に定める森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、効率的な森林施業を実施する上で不可欠な施設となっています。

林道の整備に当たっては、森林の重視すべき機能を踏まえ、利用形態や自然環境の保全に配慮した路網の配置、維持管理の合理性も考慮した適切な工法等の採用及び開設の期間やコストの縮減に努めながら計画的に推進するものとします。

開設する林道の基本的な考え方については、重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとに、以下のとおりとします。

#### ア 水土保全林

水源かん養機能等の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備するものとします。また、必要に応じて排水対策に資する施設やモノレールなどの活用を図るとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取組みを行うものとします。

#### イ 森林と人との共生林

森林体験活動の場や健康づくりの場としての森林と人とのふれあいを重視する森林において、森林へのアクセス等に必要な路網の整備を行う場合には、林道については利用者の利便性等の確保の観点に加え、作業道や歩道も含め景観や生態系の保全に配慮した線形、構造及び施設を選択するものとします。

また、景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とするものとします。

#### ウ 資源の循環利用林

木材等生産機能を重視する森林においては、森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、高性能林業機械による作業システム等に最も効率的な路網整備を計画的に推進するものとします。

なお、公道と連絡することにより、森林と山村及び都市とを結ぶなど路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮や一般車両の通行に見合った規格及び構造となるよう配慮するものとします。

また、育成単層林施業及び育成複層林施業の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する作業道等の適切な組み合わせによる林内路網としての整備を推進することとし、おおむね50 m/haを目安として整備するよう努めることとします。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

全国森林計画の計画量を基本として、森林の状況、3の(2)に定める伐採立木材積、林道路網整備計画並びに林道事業実績等を勘案して次のとおり計画しました。

なお、町村毎の数量等については、別表4のとおりです。

区 分		路 線 数	延 長
開 設	新 設	24	41,550
	改 築	7	16,525
拡 張	改 良	19	(81) 10,430
	舗 装	27	61,650

単位 延長：m  
( )は箇所数

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

特になし

(4) その他必要な事項

特になし

## 8 森林施業の合理化に関する事項

本計画区は、スギ、ヒノキを主体とした人工林が森林面積の58%を占める県内有数の林業地帯で、資源的にも充実しつつありますが、7歳級以下の人工林が24%あり積極的に保育や間伐を進める必要があります。しかし、保有山林の規模をみると5ha未満の林家が66%で、森林計画の目標を実現するためには、施業の共同化を進めるなど森林施業の合理化を図る必要があります。森林施業の合理化については、国、県、町村及び森林・林業・木材産業関係者との緊密な連携を図りつつ、以下の事項について計画的かつ総合的に推進するものとします。

### (1) 森林施業の共同化の促進

#### ア 地域における合意形成の促進等

奥久慈流域林業活性化センターを中心に、県・町村・森林組合が森林施業の共同化等について、あらゆる機会を通じて普及・啓発するものとします。

また、「森林施業計画」に基づく共同の森林施業を促進するため、県・町村・森林組合が一体となって支援するものとします。

#### イ 森林施業共同化等の指導体制の強化

森林施業の共同化を促進するため、町村職員、農林事務所における林業普及指導員、森林組合職員等は、積極的に森林所有者の意向等を把握し、それぞれの情報交換を密にして指導体制の強化を図るものとします。

#### ウ 森林施業受委託の促進等

森林施業の共同実施及び作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等による共同施業の確実な実施の促進を図るものとします。

なお、森林所有者が共同で施業できない場合や森林所有者から施業委託の要望があった場合等には、「森林施業計画」の長期受委託等により森林組合等への施業や経営の集約化を図るとともに、受け皿となる森林組合等の組織を強化するものとします。

また、これら森林組合等の組織は、放置されているため森林の持つ公益的機能が効率よく発揮できていない森林についても、積極的に森林施業を受託し森林の機能を高度に発揮させるように努めるものとします。

### (2) 林業に従事する者の養成及び確保

#### ア 林業事業体の体質強化

林業従事者の養成並びに確保を行うためには、働く場である林業事業体の体質強化を図る必要があります。そのため事業体は、以下の点について条件整備を行うものとします。

年間を通じた事業量の確保

生産性の向上と収益性の確保

林業事業体間の事業協力や共同組織化  
収益性の高い事業に速やかに対応できる高い技術力の確保  
新規就労者が魅力を感じる労働条件の整備と就労環境の整備

#### イ 林業従事者の確保・養成

林業従事者を確保するために事業体や行政機関等は、以下の点について方策を講じるもの  
とします。

事業体の体質強化（上記ア参照）  
林業従事者確保のための職員の募集  
林業従事者に対する研修の実施等による技術力の向上  
新規に林業従事者として参入する日曜林家、ボランティア等への支援

#### ウ 林業後継者の育成

林業後継者の養成のため行政機関や森林組合等は、以下の点について方策を講じるもの  
とします。

林業による収益の確保と後継者が従事しやすい環境の整備  
林研グループ等若手後継者の育成と活動の支援  
地域林業のリーダーの養成支援と後継者が育ちやすい環境の構築

### （３）林業機械の導入の促進

#### ア 高性能機械等の導入促進

林業生産性の向上と低コスト林業を推進し、労働強度の軽減や労働災害の減少を図るため、  
高性能林業機械等を利用した機械作業システムの導入を推進するものとしてします。

このため、高性能機械の開発や実用化及び在来型機械の改良等の状況を踏まえつつ、地域の  
樹種や林況、傾斜等の自然条件、路網の整備状況、事業量のまとまり及びこれらの機械を  
使用する事業体の年間取扱量等を総合的に勘案するとともに、作業による林地の攪乱を少な  
くする等環境負荷の低減にも配慮し、育成複層林など多様な森林施業にも対応した作業シス  
テムの導入とその普及及び定着を推進するものとしてします。

また、高性能林業機械等の導入及び効率的な利用を確保するため、機械の共同利用組織や  
利用体制の整備、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成  
を推進するとともに、林業機械の導入に不可欠な林道等の路網の整備を図るものとしてします。

イ 伐出作業における機械作業システムの目標

大規模専業型

年間の取扱量が5,000m<sup>3</sup>以上で、専業的通年的に素材生産を行っている事業体の目標

傾斜区分	機械区分	作業システム	作業内容
緩傾斜地	高性能	ハーベスタ・フォワーダタイプ	ハーベスタにより伐木・造材を行い、フォワーダにより短幹集材を行う。
	改良在来	トラクタタイプ	チェンソーによる伐採とトラクターによる集材、チェンソーによる造材を行う。
急傾斜地	高性能	タワーヤード・プロセッサタイプ	チェンソーにより伐木、タワーヤードにより全木集材後、プロセッサにより造材する。
	改良在来	集材機タイプ	チェンソーによる伐採と集材機による集材、チェンソーによる造材を行う。

小規模兼業型

年間の取扱量が5,000m<sup>3</sup>未満で、小規模で兼業的に素材生産を行っている事業体の目標

傾斜区分	機械区分	作業システム	作業内容
緩傾斜地	高性能	小型スキッド・簡易プロセッサタイプ	チェンソーにより伐木し、小型スキッドにより全木集材を行い、簡易プロセッサにより造材を行う。
	改良在来	小型トラクタタイプ	チェンソーによる伐採と小型トラクターによる集材、チェンソーによる造材。
		林内作業車タイプ	チェンソーにより伐木、造材を行い、林内作業車で集材する。
急傾斜地	高性能	小型タワーヤード・簡易プロセッサタイプ	チェンソーによる伐木、小型タワーヤードによる全木集材を行い、簡易プロセッサにより造材を行う。
	改良在来	小型集材機タイプ	チェンソーによる伐採と小型集材機・自走式搬機による集材、チェンソーによる造材を行う。

#### (4) 作業路等の整備

森林施業を効率的に実施するため、基幹となる町村道や林道と施業対象地域を有機的に結ぶ作業道を整備するとともに、必要に応じて集材を行う際の作業場等森林整備に必要な施設の整備を行うものとします。

#### (5) 林産物の利用促進のための施設の整備

林産物の利用促進を図るため、奥久慈流域林業活性化センターを中心として、森林所有者、素材生産業者、木材製造業者等による安定的な取引関係の確立を推進し、木材の安定供給体制の構築に努めるものとします。

また、乾燥材や品質性能の明確な木材製品の生産を促進し、県産木材の信頼性の確保を図るとともに、木材関係者、建築設計士、大工工務店等、異業種の連携を促進することにより、消費者のニーズに対応した供給システムの確立を図り、地域の木材の利用推進に努めるものとします。

#### (6) その他必要な事項

町村道や林道等基幹道の整備を推進するとともに、林業従事者の生活の場となる集落周辺において、用排水施設、集落広場、保健増進施設等の生活環境整備に努めるものとします。

## 9 森林の土地の保全に関する事項

### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たり、水資源のかん養や土砂の流出、崩壊防止上特に林地の保全に留意すべき森林については、地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案し、別表5のとおり定めるものとします。

### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

特になし

### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、実施地区の選定を行うものとします。

土石の切取・盛土を行う場合には、法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための緑化工・土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の崩壊、流出等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全処置を講ずるものとします。

### (4) その他必要な事項

特になし

## 10 保安施設に関する事項

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林については、2(2)の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項」を踏まえ、森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配置状況等を勘案し、計画的な配備を推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

#### ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
総数(実面積)	2,161	
水源かん養のための保安林	-	
災害防備のための保安林	2,120	
保健、風致の保存等のための保安林	166	

(注)複数指定される保安林があるため総数と内訳は必ずしも一致しない

#### イ 保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別面積等

計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の面積等については、次のとおりです。

なお、市町村毎の面積等については、別表6のとおりです。

#### (ア) 保安林の指定

単位 面積：ha

総数	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	保健
182	-	176	6	-

#### (イ) 保安林の解除

単位 面積：ha

総数	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	保健
1	-	1	1	-

#### ウ 指定施業要件の整備を相当とする保安林の種類別面積

計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする保安林の種類別面積については、別表7のとおりです。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

特になし

(3) 実施すべき治山事業の数量

計画期間内に実施すべき治山事業の数量については、事業の重要性、緊急度等を勘案し、治山事業（保安施設事業及び林野の保全に係る地すべり防止事業）を実施する箇所について、尾根や沢等の地形等により区分される森林の区域（林班）を単位として次のとおり計画しました。なお、市町村毎の種類別、箇所別の数量については、別表8のとおりです。

治山事業の数量	23 地区
---------	-------

(4) その他必要な事項

計画区内の保安林の適正な管理を確保するに当たっての課題と当該課題への対応等については、次のとおりです。

ア 保安林について

当計画区は、重要な水源地域である一方、破碎帯が密に分布しており、特に災害防備目的の保安林の管理を適切に行う必要があります。このため、保安林管理主体である県と他の行政機関や保安林所有者との情報を共有化して課題を明らかにし、災害発生防止のため治山事業による保安林の質的整備を推進するものとします。また、効果的な箇所への標識設置や計画的な管理図書の整備も併せて進めるものとします。

イ 治山事業について

当計画区は、久慈川の両岸に沿って南北に走る棚倉破碎帯の発達により、脆弱な地形地質が形成され、山地災害が頻繁に発生する地域であることから、荒廃溪流、山腹崩壊地の復旧を進めるとともに、山地災害危険地区における災害を未然に防止するため、治山事業を計画的に進めものとします。また、当計画区は、下流域の重要な水源地域となっており、水源かん養機能に留意しつつ森林の持つ多面的機能の維持増進を図るため、森林整備を合わせて進めるものとします。

1 1 特定保安林の整備に関する事項

( 1 ) 要整備森林の所在及び面積

該当なし

( 2 ) 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期

該当なし

( 3 ) その他必要な事項

該当なし

## 1 2 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林の整備については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）」第5条の2に基づき、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合に、次の事項に留意して市町村森林整備計画において各事項を定めるものとします。

### （1）保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業を行う担い手が存在するとともに、公衆の利用に供する森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定するものとします。

### （2）その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源かん養、県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、多様な施業を森林の特色を踏まえて積極的に実施するものとします。

また、快適な森林環境の維持及び利用者の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護等に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとし、施設の位置や規模、配置、構造等については当該森林によって確保されている保健機能を損なうことがないように十分に配慮するものとします。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な維持・管理、防火体制・防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意するものとします。

### 1 3 その他必要な事項

#### ( 1 ) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表9のとおり定めるものとします。

#### ( 2 ) 森林の保護及び管理

森林病虫獣害や林野火災、気象災害等による森林被害は、林業経営上の損失ばかりでなく、森林の持つ公益的機能の低下をもたらすことから、地域と連携を図りながら発生の予防と被害の拡大防止に取り組むものとします。

##### ア 森林の保護及び管理の方針

松くい虫の被害については早期発見・早期防除に努め、被害のまん延を防止し「保全すべき松林」を守るため各種事業を計画的に進めるものとします。

松くい虫以外の病虫獣害についても発生の予防に努めるとともに、その被害状況や被害森林の公益的機能等に配慮した諸対策を講じるものとします。

また、造林に当たっては、耐雪性や耐寒性、耐病性等の高い品種の導入を進めるものとします。

さらに、林野火災の拡大を防ぐため初期消火機材の配備を図るとともに、林野火災や気象災害等による損失を補てんするため森林国営保険への加入を促進する等、総合的な取組を進めるものとします。

##### イ 森林の巡視に関する事項

森林への関心の高まりとあいまって入山者が増加し、林野火災発生の危険性がより増大してきていることから、山火事予防運動等により林野火災の未然防止について普及活動を行うとともに、森林巡視による森林被害の早期発見に努め、適宜必要な措置を講ずることとします。

##### ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

特になし

#### ( 3 ) その他必要な事項

特になし